

第 52 号議案

豊後大野市矢田ダム対策委員会条例及び豊後大野市矢田ダム関連地域振興に関する条例の廃止について

豊後大野市矢田ダム対策委員会条例及び豊後大野市矢田ダム関連地域振興に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

所期の目的を達成したことに伴い、条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市矢田ダム対策委員会条例及び豊後大野市矢田ダム関連地域振興
に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 豊後大野市矢田ダム対策委員会条例（平成 17 年豊後大野市条例第 7 号）
- (2) 豊後大野市矢田ダム関連地域振興に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 8 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。
別表矢田ダム対策委員会委員の項を削る。